

平成23年度から適用される市・県民税に係る税制改正

東日本大震災に係る雑損控除の特例

東日本大震災による住宅、家財等について受けた損失の金額について、平成22年において生じた損失の金額として平成23年度以後の年度分の住民税でも雑損控除の適用を受けることができます。また、損失を控除しきれない場合の繰越控除ができる期間が3年から5年に延長されました。